

ポイント③ 地域の状況に応じた子ども・子育て支援の充実

妊娠中の人や家庭で保育をする保護者などを含めた、全ての子育て家庭を支援するため、地域の状況に応じた子育て支援の充実が図られます。

乳児家庭全戸訪問事業 【こんにちは赤ちゃん事業】

生後4カ月ごろまでの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児・保護者の心身の状況や育児の様子に応じた相談を行います。



地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)

地域の保護者や子どもが交流できる場を提供し、子育てについての相談や情報提供などの援助を行います。



放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

保護者が就労などで昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、放課後に専用施設などで児童の健全な育成を図るため、設備や運営に関する支援を行います。



利用者支援事業 創設

子育て支援に関する相談や、施設・サービスの紹介などを行い、それぞれの家庭に合った子育て支援サービスが選択して利用できるよう、支援します。

一時預かり事業

保護者の用事やリフレッシュなどの際に、幼稚園や保育所などで一時的に子どもを預かります。



ポイント④ 社会全体で新制度を支える費用を負担

消費税率の引き上げによる税収の一部が、国および地方の恒久的財源として、子ども・子育て支援のために確保されます。

ポイント⑤ その他(支給認定申請・利用者負担)

支給認定の申請

幼稚園(新制度へ移行しない幼稚園を除く)、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用するときは、利用希望や年齢によって区分される「支給認定」を受ける必要があります。幼稚園や保育所等の利用申し込みと同時に申請でき、受けた支給認定に応じて施設等の利用が可能になります。

所得に応じた利用者負担

幼稚園(新制度へ移行しない幼稚園を除く)、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用するときの利用者負担額は、国の基準を基に保護者の所得に応じて市町村が決定します。利用者負担額の詳細は広報津3月16日号でお知らせします。

新制度の下で推進する津市の子ども・子育て支援について検討しており、平成27年3月末までに「津市子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

問い合わせ

- | | | | |
|------------------------|---------|-----------|-------------|
| ● 事業計画、新制度全般に関すること …… | 子育て推進課 | ☎229-3390 | FAX229-3451 |
| ● 幼稚園に関すること …… | 教委学校教育課 | ☎229-3391 | FAX229-3332 |
| ● 放課後児童クラブに関すること …… | 教委生涯学習課 | ☎225-7172 | FAX228-4756 |
| ● こんにちは赤ちゃん事業に関すること …… | 健康づくり課 | ☎229-3310 | FAX229-3287 |